

大和市教育委員会訓令第3号

庁中一般、各かい

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程（平成21年大和市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1、2 教育委員会教育部の表学校教育課、住所の属する通学区域以外の学校への就学の許可の項中「大和市教育委員会規則」を「大和町教育委員会規則」に改める。

別表第2、2 文化スポーツ部の表文化振興課の項を削り、同表図書・学び交流課、生涯学習センターの使用者資格等に関する登録の項中「使用者資格」を「利用者資格」に改め、同項中「第4条」を「第8条」に改め、同課生涯学習センターの使用の承認の項中「使用」を「利用」に改め、利用者カードの交付の項中「大和市教育委員会規則」を「大和町教育委員会規則」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。